

Contents

目次

特許解説	1
・ 2025年施行の改正特許法の整理	
知識財産権関連情報	4
・ IT分野の方法発明における動作主体明示の重要性	
・ 商標登録と地域名称—許容と制限の境界	
・ 翻訳文の提出時に誤記がある場合の判断基準の整理	
今月の判例	8
・ 利用関係の認否-大法院2023ダ289508判決 (2024.10.31.言渡)	

・ 製品包装デザインの法的保護の可能性および不正競争行為の判断基準-ソウル中央地方法院(2023ガハブ72583 (2024.09.06.言渡)不正競争行為差止請求の訴え-	
--	--

YOUME便り	12
・ YOUME特許法人が京畿道から知識財産振興有功の表彰を受ける	
・ 朴珽娥、李賢荷、李昭然、朱東國、孫ダソム、方恩貞、潘ダウン 弁理士が入社	

特許解説

2025年施行の改正特許法の整理

弁理士 都智研

2024年12月27日に「特許法」一部法律改正案(以下、「特許法」改正案)が国会本会議を通過して2025年7月22日から施行される。今回の一部改正案では「医薬品」に関する特許権存続期間延長制度を中心に改正されており、今回改正された特許法の主な事項は以下のとおりである。

1. 主な改正事項

第一に、医薬品の特許権存続期間の延長時に医薬品許可などから14年を超えないように上限が規定された(第89条参照)。

第二に、一つの許可などに対して延長可能な特許権の

個数を1個に制限し、これを超える場合は拒絶されるように規定された(第90条および第91条参照)。

2. 示唆点

既存の特許法は、医薬品の特許権存続期間延長の上限がなく、一つの許可に延長可能な特許権の個数に対する制限がなかった。これとは異なり、米国と中国は特許権存続期間が14年、欧州は15年と上限が定められている。また、米国、中国、欧州は一つの許可に延長可能な特許権の個数も1個に制限している。

その結果、一部の医薬品の場合、主要国よりも国内特許権存続期間が相対的に長く延長されることによって、ジェネリック(複製薬)の発売が遅延されるという問題があった。

これにより、今回の改正特許法を通じて、医薬品の存続期間延長制度を米国および欧州の制度に合致させることによって過度な存続期間延長を防止することができ、国民の医薬品選択権の拡大および健康保険の財政節減に寄与することができるとみられる。

No	特許法条項	特許法内容	解説	適用時点 (経過規定)
1	第89条(許可などによる特許権の存続期間の延長)	<p>①特許発明を実施するために他の法令により許可を受けるか登録などをしなければならず、その許可または登録など(以下、「許可など」という。)のために必要な有効性・安全性などの試験により長期間がかかる大統領令で定める発明である場合には、第88条第1項にもかかわらず、その実施することができなかった期間に対して5年の期間までその特許権の存続期間(第92条の5第2項により特許権の存続期間の延長が登録された場合にはその延長された日までをいう。)を一度だけ延長することができる。<u>ただし、許可などを受けた日から14年を超えて延長することはできない。</u></p> <p>②(現行と同様)</p>	<p>-特許権の存続期間に登録遅延による延長期間を含めて許可などによる特許権存続期間の起算点を明確にする。</p> <p>-許可などによる延長された特許権の存続期間を許可を受けた日から14年を超えることができないように根拠を設け、違反時に拒絶決定および無効審判を請求することができるようにする。</p>	<p>施行日 (2025.7.22)以降、許可などを受けた特許発明の許可などによる特許権存続期間の延長登録出願から適用する。</p>
2	第90条(許可などによる特許権の存続期間の延長登録出願)	<p>①～⑥(現行と同様)</p> <p>⑦一つの許可などに対して二つ以上の特許権がある場合には延長登録出願人はそのうちの一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可などに対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合には、いずれの特許権の存続期間も延長することができない。</p> <p>⑧特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合、その出願は第7項を適用する時は最初からなかったものとみる。</p> <p>1. 放棄、無効、または取下となった場合</p> <p>2. 拒絶決定や拒絶するという旨の審決が確定した場合</p>	<p>一つの許可などに対して延長可能な特許権の個数を単数で規定し、一つの許可などに対して二つ以上の特許権がある場合には、延長登録出願人はそのうちの一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならない。</p>	<p>施行日 (2025.7.22)以後、許可などを受けた特許発明の許可などによる特許権存続期間の延長登録出願から適用する。</p>
3	第91条(許可などによる特許権の存続期間の延長登録拒絶決定)	<p>審査官は第90条による特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その出願に対して延長登録拒絶決定をしなければならない。</p> <p>1～2. (現行と同様)</p> <p>3. 延長申請の期間が第89条により認められる<u>延長の</u>期間を超える場合</p> <p>4～5. (現行と同様)</p> <p>6. <u>第90条第7項を違反して一つの許可などに対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願をした場合</u></p>	<p>特許権の存続期間の延長登録出願が放棄・無効・取下となるか、拒絶決定または拒絶するという旨の審決が確定した場合には、特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったものとみる。</p>	<p>施行日 (2025.7.22)以後、許可などを受けた特許発明の許可などによる特許権存続期間の延長登録出願から適用する。</p>

4	第93条 (準用規定)	<p>特許権の存続期間の延長登録出願の審査に関しては、第57条第1項、第63条、第67条、第78条第1項・第3項、第148条第1号から第5号まで、および第7号を準用する。この場合、第78条第1項中「特許取消申請に対する決定」は「第92条の4および第92条の5による延長登録拒絶決定または延長登録決定」であり、「その審査手続」は「許可などによる延長登録出願審査手続」とみる。</p>	第89条および第90条改正による条文修正	<p>施行日 (2025.7.22)以後、許可などを受けた特許発明の許可などによる特許権存続期間の延長登録出願から適用する。</p>
5	第134条 (特許権存続期間の延長登録の無効審判)	<p>①利害関係人または審査官の第92条による特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。</p> <p>1～2. (現行と同様)</p> <p>3. 延長登録により延長された期間が第89条により認められる延長の期間を超える場合</p> <p>4～5. (現行と同様)</p> <p>6. 第90条第7項を違反して一つの許可などに対して二つ以上の特許権の存続期間が延長登録された場合</p> <p>②～③(現行と同様)</p> <p>④延長登録を無効とするという審決が確定した場合には、その延長登録による存続期間の延長は最初からなかったものとみる。ただし、延長登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、当該期間に対してのみ延長がなかったものとみる。</p> <p>1. 延長登録が第1項第3号に該当して無効となった場合：第89条により認められる延長の期間を超えて延長された期間</p> <p>2. (現行と同様)</p> <p>⑤延長登録が第1項第6号に該当して無効とするという審決が確定した場合には、その特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったものとみる。</p>	第89条および第90条改正による条文修正	<p>施行日 (2025.7.22)以後、許可などを受けた特許発明の許可などによる特許権存続期間の延長登録出願から適用する。</p>

*参考資料：特許庁報道資料 [改正特許法全文]



知識財産権関連情報

IT分野の方法発明における動作主体明示の重要性

弁理士 関基元

1. 概要

IT分野の発明は、ソフトウェアシステム内でユーザー、サーバー、クライアントなど多様な主体が相互作用して特定の機能を遂行する方式に関する技術的具現を含む。IT分野の方法発明では、動作主体の具体的な明示が極めて重要である。動作主体は、発明がどのような方式で実行されるのかに関する核心的な情報を提供し、これを明示しなければ、特許侵害の有無を判断する時に問題となり得る。動作主体の漏れは発明の法的保護範囲にも影響を与えて特許権の保護が不完全となる。

2. 審査指針書における動作主体明示の重要性

韓国特許庁(KIPO)の特許審査基準によると、方法発明では請求項が明確かつ具体的に作成されるべきであり、この時、動作主体の明示は必須である。特許審査では、請求項において発明が実際にどのように具現され得るのか明確に説明されなければならないという原則に従うため、動作主体が不明確であれば審査官がこれを具体化するように要求することができる。

審査過程において動作主体が不明確な場合には、特許庁は、補正通知書や拒絶理由通知書を通じて請求項を補正するように要求することができる。この時、発明者は、動作主体を明確に追加し、発明がどのように具体的に具現され得るのかに関する技術的な説明を付け加えなければならない。これにより、発明の保護範囲と侵害有無が明確になり、特許の法的安定性が確保され得る。

3. IT発明における動作主体明示の重要性

IT技術分野では、ソフトウェア、ネットワーク、クラウドサービスなどの多様な技術が関係されるため、動作主体を明確に定義することが重要である。例えば、「サーバーがデータを処理する」または「クライアントが要請を送信する」のような具体的な表現を使用して発明の具現方式について正確に説明しなければならない。

特許侵害は「単一主体侵害原則」により判断される。すなわち、一つの主体が請求項に記載された全ての要素を実施してこそ侵害と認められる。もし動作主体が明確でないか、あるいは発明が複数の主体間に分担して遂行される場合には侵害の判断が難しくなるおそれがある。IT発明では、ソフトウェアやシステムの構成要素が複数の主体間に分散して動作するケースが多い。例えば、クライアント-サーバー構造では、データがサーバーで処理され、クライアントで要請を送信する構造が最も一般的な形態である。この場合、動作主体が明確に定義されないと、誰が発明を実際に遂行しているのかが不明確になり、侵害の判断に混乱が生じ得る。「データを伝送する」という行為がクライアントで行われるのか、あるいはサーバーで行われるのかにより侵害主体が変わり得るためである。したがって、動作主体を明確に明示することが侵害の判断を容易にし、発明の法的保護範囲を明確にすることができる。これにより、特許侵害訴訟での紛争の可能性を減らし、特許権者の権利を効果的に保護することができる。

4. 動作主体が漏れている時の解決策

特許審査過程において動作主体が漏れている場合、これを解決できる方法は補正を通じて請求項を補正することである。補正を通じて動作主体を明確にして、「サーバーがデータを処理する」または「クライアントが要請を送信する」のような具体的な表現により発明の保護範囲を明確に設定することができる。このような補正は、特許侵害の有無をより明確に判断するのに役立つ。

発明が複数の主体間に分担して行われる場合、各動

作主体に対して独立的な請求項を作成することが有利である。それぞれの主体に対して別途の請求項を作成すると、各主体の役割が明確に区分され、発明の保護範囲もより具体的に設定される。例えば、クライアントで発生する動作とサーバーで発生する動作とが分離している場合には、これをそれぞれ別の請求項とすることによって発明の保護範囲が明確に設定される。

5. むすび

IT分野の方法発明において動作主体を明示することは、発明の実施の可能性、法的侵害の判断、保護範囲の明確化に重要な影響を与える。審査基準に基づいて動作主体を明確に明示しなければならず、主体の漏れによる問題を解決するために請求項の補正、分割出願を活用することができる。動作主体を明確に叙述し、審査基準に合うように補正すれば、侵害の判断と法的保護範囲が明確になって特許権者の権益がより一層保護され得る。これにより、IT発明の法的安全性を高め、特許訴訟における不確実性を最小化することができる。



商標登録と地域名称—許容と制限の境界

弁理士 魯知恵

商標は「自身の商品や営業を他人の商品や営業と区別するために使用する標識」であり、その機能を良好に果たすために商標法は「識別力を有すること」を商標権の登録要件として規定している。「識別力」とは、取引者や一般の需要者に商標を表示した商品が誰の商品であるのか分かるように認識させることをいう。商標法は、商標登録要件として識別力のない商標の類型を7種類列挙し、これを除いた商標は登録を受けることができると規定している。識別力のない商標の類型のうち「地域名称」と関連する類型があり、これには商品の「産地」を表示する商標と「顕著な地理的名称」のみからなる商標がある。

商品の「産地」とは、当該地域の気候、土壌などの地理的条件などと関連して商品の特性を直感することができる地域をいう。商標審査基準上では、「人参(朝鮮人参)」「錦山人参」「江華人参」、「リンゴ」-「大邱リンゴ」「忠州リンゴ」、「モシ(カラムシ)」-「韓山モシ」、「イカ」-「鬱陵島イカ」、「イシモチ」-「靈光イシモチ」が代表的な産地名称の事例として紹介されており、「食堂業」-「清津洞ヘジャングク」「馬山アグチム」「二東カルビ」「春川マックス・タッカルビ」のように、サービス業に関しても特定の地域と関連があるものであれば、産地名称に該当する。産地表示の場合、取引社会で商品が生産された場所を表示する用途として使用することができ、商品が生産される産地名を特定人が独占する場合には、公益に違反するなどの問題があるため商標登録を許容しない。

「顕著な地理的名称」は、国名、国内の特別市、広域市、または道の名称、著名な外国の首都名、大都市名、その他にも顕著に知られている国内外の古跡地、観光地、繁華街などの名称などとそれらの略称をいい、顕著に知られている地理的名称の特性上、商品の出処を識別するのに限界があり、また特定人が独占的に使用する場合には公益に違反するという問題などの理由により商

標登録を原則的に許容しない。

反対に、商品の「産地」でなく、地理的名称と無関係な商品に使用される地域名称や「広く知られていない」地域名称の場合には、商標として登録が可能である。

地域名称の特性上、地域名称である〇〇洞、△△里に所在する美容院、不動産などの看板に〇〇美容院、△△不動産という名称を表示する場合がよくあるが、当該地域名称が美容業、不動産業を指定して商標権として登録されている場合には、商標権侵害の問題となる素地がある。実際に、京畿道広州市草月邑で「草月食堂」、「草月チャンポン」、「草月ベーカリー」などの看板でもって事業場を運営する自営業者が、商標「草月」を「簡易食堂サービス業」などを指定して登録を受けた権利者から商標権侵害に関する警告状を受け、看板を変更しなければならない状況に直面した事例がある。

このような問題を防止するために、商標法は、善意により地域で当該地域名を看板に使用する自営業者を保護するための条項を別途に規定しており、商標法第90条の「商標権の効力の制限」規定と、商標法第99条の「先使用权」がその関連条項である。商標法第90条では自身の「商号」を商取引慣行により使用する商標に対しては商標権の権利行使ができないように規定しており、草月邑の事案のように看板に名称を挙げる行為は、一般の需要者がその名称を見て商号として認識するように表示したことに該当するため、商標権の権利行使が制限されて商標権行使に対する対応が可能である。また、商標権の出願日以前に先に当該商標を使用した者は、他の要件まで満足する場合、商標権の存在にもかかわらず自身の商標を継続して使用する権利があり、商標法第99条で規定する先使用权に基づいて対応が可能である。

地域名称という特性上、産地表示の機能をしたり、商品やサービスが提供される位置を表示するなどの理由により、地域名称でない標章で構成される商標とは登録過程と登録後の権利行使において別途の規定が設けられている。すなわち、商標法は、産地表示と有名な地域名称の登録を制限しており、これに該当しない一般的な地域名称に対しては商標として登録が可能な代わりに、

登録以降の権利行使において商標権の効力の制限や先使用权などにより防御する方法に対して規定している。

ただし、商標権の効力を制限する例外的な規定であることから、その適用要件も厳しくならざるを得ない。したがって、商品や営業の出处表示として使用しようとする地域名称が商標的に登録可能な場合に該当すれば、商標権を確保することが望ましい。また、特定の地理的名称が含まれている商標は、その特性上、登録された後にも商標権の効力の制限など検討すべき要素が存在するため、企業は地理的名称を活用したブランドを開発する場合には格別の注意が必要である。✕

翻訳文の提出時に誤記がある場合の判断基準の整理

弁理士 金視内

1. はじめに

明細書などを外国語で記載して出願した場合、出願人は最優先日から1年2ヶ月以内に外国語明細書および図面(説明部分に限定)に対する韓国語翻訳文を提出しなければならない(特許法42の3(2)本文)。

韓国語翻訳文を提出すると、出願書に最初添付した外国語明細書などが韓国語翻訳文により補正される効果を有する(特許法42の3(5)本文)。これは、出願人が出願書に最初添付した外国語明細書などを韓国語で記載した明細書などにより補正しなければならない負担を減らすために、出願人が外国語明細書などと同一内容に翻訳して提出した韓国語翻訳文の内容のとおり明細書の補正効果を与えるものである。

韓国語翻訳文は、外国語明細書などと同一内容で出願人が提出したものであるため、特別な事情がない限り、原文と翻訳文の新規事項違反の判断の基準となる。

2. 翻訳文の提出時に誤記がある場合の判断基準

(1) 原文新規事項違反の判断基準

外国語による特許出願(外国語による国際特許出願も含む)の原文に対する新規事項違反の有無の判断基準は、一般出願の新規事項の判断基準と同様である。

すなわち、審査対象の明細書などに記載された内容が、外国語明細書などに記載されていると認められる事項または外国語明細書などの記載から自明な事項に該当するか否かを判断する。

また、外国語明細書などに記載された文章などの順序を変えて翻訳した韓国語翻訳文を提出し、その韓国語翻訳文の順序のとおり審査対象明細書などが補正されても、外国語明細書などに記載されていない事項が

審査対象明細書などに追加されていない場合は、原文新規事項ではない。

(例1) 原文新規事項とならない例

外国語明細書などの請求の範囲に実施例1、実施例2が記載されており、審査対象明細書などには実施例2の部分がない場合

(例2) 原文新規事項となる例

外国語明細書などの「Ca」が誤訳により「カリウム」と翻訳

外国語明細書などにはCa(カルシウム)のみが記載されており、審査対象明細書などに記載されているカリウムは、外国語明細書などに記載した事項の範囲内であると認められないため、原文新規事項となる。

(2) 翻訳文新規事項違反の判断基準

外国語特許出願の明細書などの新規事項追加の有無の判断は、特別な事情がない限り、韓国語翻訳文の範囲違反のみを判断する。

審査対象明細書などの補正が第47条第2項後段の要件を満たさない場合、すなわち、次の1)または2)のうちいずれか一つの場合には、韓国語翻訳文の範囲違反の新規事項の追加補正に該当して拒絶理由(特許法47(2)後段、特許法62(5))となる。

1) 誤訳訂正がない場合：特許法第42条の3第2項に規定した韓国語翻訳文に記載された事項の範囲でない事項が審査対象明細書などに追加された補正の場合

2) 誤訳訂正がある場合：誤訳訂正により訂正された最終の韓国語翻訳文の範囲に記載されていない事項が審査対象明細書などに追加された補正の場合

3. むすび

翻訳文の誤記は、新規事項の判断に影響を与えることがあり、さらには権利範囲にも影響を与えることがある。したがって、翻訳文の提出前には誤記の有無を検討し、翻訳文の提出後には誤訳訂正(特許法第42の3)を通じて誤記を正すなどの措置をとらなければならない。

今月の判例

利用関係の認否-大法院2023ダ289508判決(2024.10.31.言渡)

弁理士 朴賢一

【事件の概要】

原告は、第1審法院に被告を相手取って特許権侵害差止請求権不存在確認請求の訴えを提起し、第1審法院は一部勝訴判決を下した。これに対して被告は、特許法院に控訴して控訴審棄却審決を受け、さらに大法院に上告した事件である。

【利用関係の判断方法】

侵害製品などが特許発明を利用する場合には特許発明に対する特許権侵害に該当するが(特許法第98条)、このような利用関係は、侵害製品などが特許発明の構成に新たな技術的要素を付加するものであって、侵害製品などが特許発明の要旨を全て含み、これをそのまま利用しながら侵害製品など内に特許発明が発明としての一体性を維持する場合に成立する(大法院2015ダ204588判決(2015.6.11.言渡)、大法院2019ダ222782、222799判決(2019.10.17.言渡)など参照)。

【事実関係および法理の適用】

1. 事実関係の整理

被告の訂正発明の受け台(構成要素1)の「貫通型軸孔」が原告製品の「金属円筒柱」と実質的に同一であり、利用関係に該当するか否かが問題となった。

区分	本事件訂正発明	原告製品
構成要素1	<u>貫通型軸孔</u> が形成された <u>受け台</u>	<u>金属円筒柱</u> 、モータ、多角軸を含む <u>下部ベース</u>
構成要素2	軸突起を含む <u>回転パン</u>	<u>回転パン</u> の下面中央の軸突起下部には「 <u>多角溝</u> 」が形成される

2. 法理の適用-「貫通型軸孔」が「金属円筒柱」と実質的に同一であるか否か(積極)

本事件訂正発明の「貫通型軸孔」は、「受け台の上面中央に形成されて軸の機能を行い、回転パンの下面中央に形成された軸突起が挿入または分離され得る孔であって、底が塞がっておらずに開いている形状を有するもの」である。回転パン(構成要素2)の「軸突起」は、「回転パンの下面中央に形成されて軸の機能を行い、受け台の上面中央に形成された貫通型軸孔に分離可能に挿入結合する部分であって、突起形状を有するもの」である。

原告製品の「金属円筒柱」は、下部ベースの上面中央に形成され、回転パンの下面中央に形成された軸突起

が挿入または分離され得る孔を有し、軸の機能を行うパイプ形態の構成要素であり、それ自体の上面と下面は開放されている形状である。

原告製品において「モータ・多角軸・多角溝」と「金属円筒柱」は、遂行する機能が異なる別個の構成要素であるため、モータなどが金属円筒柱の下端に配置されているという事情のみで、原告製品の金属円筒柱が底が塞がっている形状であるとはいえない。

原告製品の「金属円筒柱」は、下部ベースの上面中央に形成されて軸の機能を行い、回転パンの下面中央に形成された軸突起が挿入または分離され得る孔を備えており、底が塞がっておらずに開いている形状であるため、本事件第1項訂正発明の「貫通型軸孔」と実質的に

同一である。原告製品は、回転パンの下面中央に形成された軸突起が下部ベースの上面に形成された「金属円筒柱」に挿入された場合、回転パンが下部ベース上に回転可能に設けられる。このように原告製品は、本事件第1項訂正発明の構成要素1、2を含んでいる。

3. むすび

大法院は、原告製品が本事件第1項訂正発明の請求の範囲に記載された各構成要素と、その構成要素間の有機的結合関係を全て含み、それをそのまま利用した上で、原告製品内で本事件第1項訂正発明が発明としての

一体性を維持しているとみなし、原審の判断(原告製品が請求の範囲の構成要素1、2をそのまま含んでおらず、侵害が成立しないという判断)を認めず、原審判決を破棄して事件を特許法院に差戻した。

【判決の意義】

このように大法院は、発明の保護範囲と構成要素の機能的結合関係を綿密に検討した上で、原審の判断誤謬を指摘し、事件を再審理するように差戻すことにより、特許権の侵害判断において請求の範囲の解釈の重要性と構成要素の有機的結合関係を再度強調した。



製品包装デザインの法的保護の可能性および不正競争行為の判断基準

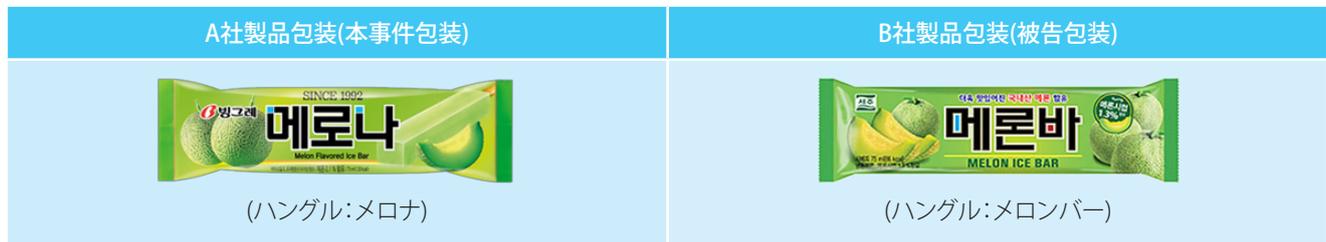
-ソウル中央地方法院(2023ガハブ72583(2024.09.06.言渡)不正競争行為差止請求の訴え-

弁理士 李慶淑

1. 事件の概要

原告A社は、1992年から「C」というメロン味のアイスクリーム製品を製造・販売してきた会社であり、当該製品

の包装に薄緑色のベース色と特定のデザイン要素を使用してきた。被告B社は、2014年頃「D」というメロン味のアイスクリームを発売し、原告の製品包装と類似する色とデザインを使用した。



これに対し、原告は、被告の上記のような行為は消費者に広く認識された商品標識に該当する本事件包装を模倣したものであり、i)消費者に商品出処の誤認・混同を招き(不正競争防止および営業秘密保護に関する法律、以下、「不正競争防止法」第2条第1号(イ)目)、ii)本事件包装の識別力や名声を損傷する行為に該当し(同法第2条第1号(ハ)目)、iii)原告の相当な投資と努力の成果を侵害する行為に該当する(同法第2条第1号(ワ)目)と主張しつつ、被告の製品包装使用差止および当該包装の廃棄を求める訴訟を提起した。

の包装に使うことは、特定の企業が独占することができない要素であり、需要者が色のみで出処を認識することも難しい。また本事件包装の製品名の強調方式、包装形態、デザイン要素(製品名の配置、果物イメージの配置、英語文言、縞柄など)は、全て一般に使用される方式であって、独創的なものとみることが難しい。したがって、本事件包装は、取引者や需要者に特定の出処の商品であることを連想させるほど差別的特徴がないため、国内で広く認識された商品標識とみることが困難であり、不正競争防止法第2条第1号(イ)目および(ハ)目の不正競争行為に該当しない。

2. 法院の判断

イ. 本事件包装の商品標識として周知性の獲得有無-不正競争防止法第2条第1号(イ)目および(ハ)目の不正競争行為の該当有無

商品包装に使用することができる色は制約的であり、特に果物味の製品の場合は当該果物の色を使うことが一般的であるため、薄緑色をメロン味のアイスクリーム

ロ. 不正競争防止法第2条第1号(ワ)目の不正競争行為の該当有無

原告が主張する本事件包装の差別的特徴(ベース色、包装紙模様および製品名の配置、メロンの写真など)は誰でも自由に利用することができる公共領域に属するため、「法律上保護する価値がある利益」とみることが難しい。また本事件製品の財産的価値を形成する核心的

な要素は、本事件製品そのもの、または「C」という商品名であり、本事件包装であるとはみなし難い。したがって、本事件包装は、不正競争防止法第2条第1号(ワ)目で規定する「成果など」に該当しない。

ハ. むすび

したがって、本事件包装は、そのもののみでは顕著に個別化された商品標識として周知性を有するようになったとみることが難しく、不正競争防止法第2条第1号(ワ)目の成果などに当該すると認められないため、原告の請求を棄却する。

3. 示唆点

今回の判決は、製品包装の法的保護の可能性に対する法院の厳しい判断基準を示唆する。特に、公共領域で広く使用されるデザイン要素は、特定の企業が独占することができず、製品包装が保護を受けるためには単なる色、フォント、配置のみでは不足し、明確な識別力と独創性が必要であることを示唆する。したがって、企業は今後の製品包装デザインの保護を受けるためには、単なる色や形式的要素を越える明確なブランドアイデンティティと差別化を強調する戦略を設けることが重要であるとみられる。

上記判決は第1審判決であり、第2審が進行中であるため、結果は変わることがある。

YOUME便り

YOUME特許法人が京畿道から知識財産振興有功の表彰を受ける

当法人が京畿道の知識財産振興に寄与した功勞により京畿道から表彰を受けました。当法人が京畿道の知識財産の創出および保護に寄与したことが認められ、今般京畿道から知識財産振興有功に関する表彰を受けることとなりました。このような功勞を認められたことを機

に当法人は知識財産の創出、活用および保護にさらに邁進してまいります。



朴珽娥、李賢荷、李昭然、朱東國、孫다운、方恩貞、潘다운弁理士が入社

朴珽娥、李賢荷、李昭然、朱東國、孫다운、方恩貞、潘다운弁理士がYOUME特許法人に入社し業務を開始しました。

・ 朴珽娥弁理士

学歴：延世大学校 化学工学科 (2012)
経歴：弁理士試験合格 (2011)

・ 李賢荷弁理士

学歴：延世大学校 化学工学科 (2006)
経歴：弁理士試験合格 (2006)

・ 李昭然弁理士

学歴：成均館大学校 新素材工学科 (2017)
経歴：弁理士試験合格 (2013)

・ 朱東國弁理士

学歴：韓瑞大学校 航空機械学科 (2015)
蔚山科学技術院 機械工学科 (2017)
経歴：弁理士試験合格 (2020)

・ 孫다운弁理士

学歴：淑明女子大学校 生命科学科 (2015)
淑明女子大学校 分子生命システム修士 (2017)
経歴：弁理士試験合格 (2019)

・ 方恩貞弁理士

学歴：ソウル大学校 自然科学大学 地球環境科学部 (2021)
経歴：弁理士試験合格 (2020)

・ 潘다운弁理士

学歴：釜山大学校 情報コンピュータ工学部 (2016)
経歴：弁理士試験合格 (2018)



〒06134 大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路115 瑞林ビル
TEL: +82-2-3458-0102(日本語) FAX: +82-2-553-5254
E-mail: email@youme.com

上記YOU ME NEWSと関連してご意見またはご希望の資料などがありましたらいつでも弊所までご連絡下さい。

www.youme.com